

コラム「スタートアップと最先端法務」

弁護士 長野 友法[※]

(2012年3月一橋大学法科大学院修了)

目次

- I. はじめに
- II. スタートアップ法務
- III. 最先端領域の面白さ
- IV. おわりに

I. はじめに

私は、弁護士となってから約10年間企業法務に携わっていますが、最初の約7年半を古き良き大手上場企業のインハウスロイヤーとして経験を積んだ後、主にスタートアップ・最先端法務を専門とする事務所に移籍し、個人的には目まぐるしいほどの環境の変化を感じています。

法科大学院で勉強していた時はそれほど興味がなかった分野であるスタートアップ法務や最先端法務に関わるようになり、そこで感じた面白さや、法科大学院時代に勉強したことが実務でどのように役立つのかを、私自身の経験も交えながらスタートアップ法務や最先端法務について説明させていただき、1人でも多くの方が少しでも興味を持つきっかけとなれば幸いです。

II. スタートアップ法務

1. スタートアップ企業を取り巻く状況

私が学生だった10年以上前も分野としてはベンチャー企業・スタートアップ企業に関する法務・それを専門にする法律事務所は存在していましたが、今とは少し異なっていたように記憶しています。特に最近では、2022年に「スタートアップ育成5か年計画」¹が政府より公表され、岸田政権の掲げる「新しい資本主義」の目玉の1つともなっています。

特に最近注目を集めているスタートアップ企業は、単に新規企業ということだけを意味しないことが多いと思われます。すなわち、革新的な技術やサービスを武器に、ベンチャーキャピタル(VC)等から資本を受け入れることで急激な成長を遂げ、最終的に新規上場(IPO)やM&A等によるエグジットを目指す企業を一般的に指します。スタートアップ法務は、スタートアップの設立段階から、サービスの適法性確認、新株発行等による調達等の過程を辿り、最終的には、M&Aによる売却や、IPOによるエグジット、という形で一定の目的を達成することを目指しますが(場合によっては事業がうまくいかず、破産したり、そのまま

[※] 法律事務所 ZeLo・外国法共同事業所属弁護士

¹ 内閣官房「スタートアップ育成5か年計画」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/sdfyplan2022.pdf

休眠状態で放置されたりすることもあります。)、その中では本当に多種多様なコーポレートアクションが発生することになります。

2. ポジティブな相談

例えば、資金調達の場合では、アーリー期²以降では、普通株式より種々の優先権を付与した優先株式を発行することで、創業者の持株比率をできるだけ維持しながら多額の資金調達が行われることがあります。優先株式等の種類株式については、会社法を勉強したことがあれば存在は知っているという方も多いかと思いますが、通常、上場企業では普通株式しか発行していないことがほとんどであり、また、中小企業では種類株式を発行する場面も多くはないことから、スタートアップ法務では他の企業と比べて種類株式の発行に触れる機会は圧倒的に多くなります。その際には、種類株式の内容をどうするか（残余財産の分配の優先権の設定方法、取得請求権・取得条項の内容等）を設計したり、投資家と投資契約や株主間契約の内容を交渉したり、そのために必要な取締役会・株主総会の手続を行ったりする等、対応すべき事項は多岐にわたります。その際には、皆さんが法科大学院で勉強した会社法等の知識が存分に必要とされ、また、それだけでなくエクイティファイナンスに関する実務的な知識や交渉の相場観等も求められます。

このようなファイナンスによってスタートアップ企業は巨額の資金（数十億から数百億円に達することもあります。）を調達できるため、スタートアップにとっては非常に重要なイベントであり、また、1つの大きな節目となるため、調達が最後まで完了した時には、スタートアップ企業が非常に盛り上がる瞬間の1つです。

3. ネガティブな側面

他方で、スタートアップ法務では、ポジティブな相談ばかりではないため、弁護士としては非常にひりつく経験ができるというのも特徴の一つです。スタートアップ企業では、十分な人員や資金もない中でスタートするため、必要な管理体制を整備することができず、時にはそのようなリスクには目をつぶって、成長のためのアクセルを踏むという選択を取ることがあります。その裏返しとして、あるタイミングそのリスクが顕在化してしまい、時にはサービスの存続や果てには会社の存続にも大きく影響のある事態が生じることもあります。

例えば、スタートアップ企業ではなかなか労務管理が徹底できず、意図せず給与の未払が生じたり、残業代の計算を間違えてしまう、ということは必ずしも珍しいことではありません。また、スタートアップ企業では、人材の新陳代謝のサイクルが早く、求められる能力や資質もフェーズによってすぐに変わることから、その時々々の成果が重視される傾向があり、それによって会社の評価と本人の自己評価が乖離し、賃金の減額や解雇の有効性を巡ってトラブルとなることがあります。

また、サービスの適法性について、十分な確認を行わないままリリースをしてしまい、そ

² スタートアップは、成長ステージに応じて、「シード」、「アーリー」、「ミドル」、「レイター」と分類されることが一般的です。

の問題点が指摘され、SNS 等で炎上するといった事態も散見されます。このような事態が起きたときに、サービスを適法な形に早期に是正することは当然必要ですが、スピーディーに対応するためには、普段からのサービスに対する深い理解や、その分野に関する深い知見が求められることとなります。また、炎上対応については、本当にケースバイケースとしか言いようがなく、明確な「正解」が見えないことも多いため、どのような被害が生じているか、どのような形で炎上しているのか、問題の本質はどこにあるのか等、様々な要素を考慮しながら、スピーディーにアドバイスすることが求められます。時には企業が明確な「悪手」を取りたがることもあるため、それを上手く軌道修正しながら対応することも必要とされます。

そのような事態は、企業にとっては当然望ましくはないものの、弁護士としては勉強になることも多く、非常に重要な経験ができるため、それが良くも悪くも日常であるスタートアップ法務は、忙しいものの、非常に成長できる環境であると言えます。

Ⅲ. 最先端領域の面白さ

スタートアップ企業は社会に対して新たな価値を提供することを目的としているため、必然的に最新の技術を活用した商品・サービスを提供することや、新しいビジネスモデルに着目して事業を行うことが少なくありません。何をもちいて最先端領域というかは議論があるところですが、ここでは業界・分野自体が最近出来上がったものや、急速に発展したものを念頭にしています。例えば、自分が取り扱っている分野として、FinTech³、web3.0⁴、ヘルステック、AI 等は、一般的に最先端領域と言われることが多いのではないかと思います。

最先端の法務領域の面白さは、最先端技術に触れあえること自体の面白さと、それを法的にどう取り扱うのかという、未知の問題を解決していくことの面白さに尽きるのではないかと思います。最先端領域を取り扱うためには、普段からその業界や分野についての知識や慣習等を熟知しておくことや、その中で日々現れる新たな技術やサービスについて、すぐにキャッチアップしていく必要があります。本当に目まぐるしいスピードでトレンドが変化することもあり、実際に案件の対応を行いながら、知識を急速にインプットすることも少なくありません。また、その検討段階では明確な法整備がされていない場合もあり、方向性も見えない中で、そのビジネスが適法かどうか、その商品を販売することに特段のリスクはないか、結論を出すことが求められます。また、時には法律の制定や改正ではなく、省庁や業界団体が出すガイドライン等のソフトローによって一定の整備が進むこともあり、その場合は比較的短期間の中にこれまでの実務がいきなり覆されてしまうこともあります。

³ 金融 (Finance) と技術 (Technology) を組み合わせた造語で、金融サービスと情報技術を結びつけた様々な革新的な動きを指します。スマートフォンを利用した個人間送金等も身近な FinTech の例の 1 つとなります。

⁴ プラットフォームを通じた双方向のコミュニケーションを web2.0 と言っていたのに対し、ブロックチェーン技術を利用して、さらに分散化の度合いを高めた非中央集権型のネットワークの姿を指します。例えば、ブロックチェーン技術を使用して運営される分散型の組織形態である「DAO」や、インターネット上に構築された三次元の仮想空間である「メタバース」等は、web3.0 の 1 つの例となります。

例えば、2021年のNFTバブル⁵の際には、NFTを活用した事業に参入しようとする企業が多く、事業者自身もNFTの法的な整理や問題点を十分に把握できないままビジネスを開始しようとする事例が後を絶ちませんでした。執筆時点の現在（2023年末）でも、NFT自体を直接規制したり、ルールを定めた法令はありません。その中で、例えば、NFT売買のプラットフォームサービスを提供したいという相談が来た場合には、資金決済法や金商法等の他の規制に引っかからないか、NFTの売買によって当事者間でどのような権利関係が生じるのか、プラットフォームとしてどのような役割を果たすことがビジネスの観点・リスク低減の観点から望ましいのか、そのために必要な契約や利用規約は何か、といった事項を検討する必要があります。現在は業界団体のガイドライン等も参考になるものの、当時はそのように参考になる情報は少なく、既存の法律の規制内容との関係を検討したり、類似のビジネス等を参照しながら、企業が実現したいビジネスをなるべく実現できるように、一緒にサービスを検討していくことになります。その際には、法科大学院で学習した法律の知識が役に立つこともありますが、それ以上に、法的な原理原則の考え方、類似の事例を別の事例に応用する能力等、法科大学院で身につけた法律家としての基礎的な能力の方が役に立つ場面も多いように感じました。

IV. おわりに

スタートアップ法務や最先端領域の法務について、とりとめなく紹介してきました。法律家を目指す方には、未知の分野を知りたいという知的好奇心が旺盛な方や、論理的な思考で色々考えることが好きだという方は、多くいるのではないのでしょうか。そのような志向が少しでもある方は、日々面白い問題と出会えるスタートアップ法務・最先端領域の法務がオススメです。

スタートアップ・ベンチャーと聞くとあまりお金がないイメージもあるかもしれませんが、常にリーガルニーズがあるため、案件は多数あり、意外と食い扶持にも困らないという現実的なメリットもあるので、就活の際には、ぜひ選択肢の1つに追加してもらえれば嬉しく思います。

⁵ NFTとは、Non-Fungible Token（非代替性トークン）を指し、仮想通貨が、代替性がある（例えば、1ビットコインはどの1ビットコインも同じ価値を有する。）のに対して、NFTはブロックチェーン技術を利用して代替性がないデータとなっているのが特徴とされています。2021年頃に起きたNFTバブルの時は、X（旧Twitter）の創業者である、ジャック・ドーシーの最初のツイートが約3億円程度で落札されたということがありました。